

**子育て支援サービスプラットフォーム事業支援業務
優先交渉権者選定にかかる企画提案募集要領**

1 実施目的

本市の「子育てしやすさ No.1 プロジェクト」に掲げる、保護者の時間と心にゆとりを作る「フリータイムプロジェクト」を推進していくにあたり、子育て支援サービス及びその関連事業者等のプラットフォームを構築し、事業者間の連携・つながりを支援するとともに新たな子育て支援サービスを創出すること。

本事業を効果的・効率的に行うため、課題解決を成し得る民間事業者等の募集、選考、マッチング支援及びプロジェクト管理を的確に行うことができる支援事業者（以下、受託者）を募集する。

2 業務の概要

- (1) 業務名：子育て支援サービスプラットフォーム事業支援業務
- (2) 業務内容：別紙『子育て支援サービスプラットフォーム事業支援業務仕様書』（以下、仕様書という）を参照のこと
- (3) 事業期間：契約締結日～令和 10 年（2028 年）3 月 31 日
- (4) 委託料の上限
 - 令和 7 年度 8,712,000 円（消費税および地方消費税含む）
 - 令和 8 年度 7,744,000 円（消費税および地方消費税含む）
 - 令和 9 年度 7,260,000 円（消費税および地方消費税含む）

3 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記の全ての要件を満たすものとする。複数の事業者が共同で提案する場合（以下「共同事業体」という。）も同様とする。ただし（2）及び（3）は共同事業体の幹事会社が少なくとも満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法

- 律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 共同事業体にあたっては、共同事業体の構成員が単体業者又は他の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加しないものであること。

4 日程

項 目	日 程 ・ 期 限
募集要領の公表及び募集開始	5月23日(金) 市ホームページに掲載
質問の受付 (電子メールのみ) ※1	5月28日(水) 午後5時15分まで (必着)
質問の回答	6月2日(月) 市ホームページに掲載
企画提案書提出期限 (持参又は郵送)	6月16日(月) 午後5時15分まで (必着)
第1次審査 (書類審査)	6月23日(月) ※応募事業者が4者以上あった場合のみ実施する。

第2次審査 (プレゼンテーション)	7月3日(木) (予定) (場所等は企画提案書類受付確認後に事業者宛て通知)
審査結果の通知	7月中旬発送予定
委託契約の締結予定日	7月下旬予定

※1 事業者名、担当者名を明記の上、様式自由。

質問は電子メールで受け付け、質問への回答は個別に行わない。

電子メールの件名は必ず『子育て支援サービスプラットフォーム事業支援支務プロが質問』とすること。

5 応募方法

本案件の提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、次に記載する方法により本案件に関する「参加申込書等」を提出すること。

(1) 受付〆切：令和7年（2025年）6月16日(月) 午後5時15分まで（送付の場合は必着）

(2) 提出方法：

- ①事務局あてに持参（土日祝及び開庁時間外を除く）又は送付（郵送）による。送付の場合にあつては、事務局に対し、提出書類の到達について電話等で確認すること。
- ②(3) 提出書類および(4) 提出様式に従い、必要部数を作成し、提出すること。
- ③応募書類の分割提出は認めない。又、応募書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ④応募書類はいかなる場合でも返却しない。
- ⑤応募書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがある。
- ⑥提出期限後の差し替えは認めない（豊中市が補正等を求める場合を除く）。
- ⑦応募書類の作成及び提出等に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出書類

項 目	部数	内 容
①参加申込書 (様式1)	6部	・ 正本1部に提案者の代表者印。副本5部は複写可。
②業務経歴書 (様式2)	6部	・ 類似する事業実績等を記載すること ・ これらの実施実績が確認できる報告書等を添付すること（複数ある場合は代表的なもの1部）
③業務実施体制調書 (様式3)	6部	本業務を担当する体制を記載すること。 ・ 本業務は、統括責任者1名及び担当者2名以上で構成するチームで取り組むことを想定しています。 ・ 統括責任者及び担当者は提案者の会社に属すること。

		・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。 ・主な勤務地は都道府県を記入すること。 ・業務実施組織図は応募書類提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。 ・本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入すること。 ・市との連絡調整方法について記入すること。 ・個人情報に関するセキュリティ体制について記入すること。
④統括責任者及び担当者の実績調書 (様式4)	6部	・専門分野は、本業務に関して担当・研究する活動分野を記入すること。 ・参画した主要業務の概要と担当した分野は、担当した他自治体において同様の分野の業務を請け負った実績を中心に記入すること。 ・記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。
⑤企画提案書 (様式任意)	6部	・企画提案書の用紙サイズは A4 判とし、以下の①～③の内容を必ず記載すること。 ・企画提案事項についてはイラスト、イメージ等の使用も可能とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること。 ① 事業概要 ・本事業実施にあたっての基本的な考え方、目的、効果 ・本事業実施における取組み内容（民間事業者等の募集・選考、広報活動支援、プロジェクト全体の管理、事業の改善・向上策） ・本事業実施にあたっての強み ② スケジュール ③ 本事業を効果的に推進するための提案
⑥見積書及び内訳明細書 (様式任意)	6部	・見積金額は年度毎および合算の金額を税抜で表記し、税別である旨を必ず明記すること。 ・見積書には必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。 ・見積書の宛先に「豊中市長」を、件名に「子育て支援サービスプラットフォーム事業支援業務」と明記すること。
⑦企業の概要書 (様式任意)	6部	・連絡先（担当者氏名、電話番号、E-mailアドレス）は必ず記載すること。
⑧入札参加停止措置等状況調書 (様式5)	6部	・公募開始日から過去3年以内の処分歴等について、該当事項にチェックを入れ、必要に応じて添付書類を提出すること。

(4) 提出形式

- ・上表のとおりとし、すべて正本1部、副本5部とする。
- ・提出する書類の規格は A 4 版・長辺綴・横書き・片面とする。

- ・文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ・提出書類①～⑧のデータをCD-Rに保存し1部提出すること。

(5) 参考資料

1 フリータイムプロジェクト

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodate_no1/sho1_kabe/freetime.html

2 経営戦略方針

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/keikaku/keieisenryakuhoushin/abcd.html>

3 豊中市子ども健やか育み条例（平成25年豊中市条例第23号）

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/jourei_keikaku/hagukumijor ei.html

4 第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/jourei_keikaku/kosodac hi_shienplan/hagukumi3plan.html

5 子育てしやすさNO.1

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodate_no1/index.html

6 内閣府地方創生推進事務局「未来技術社会実装事業」

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/index.html>

6 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会を設置し審査する。応募事業者が4社以上あった場合のみ、事前に第一次審査（書類審査）を行う。提案書及び提案書に基づく審査を行い、当委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定し、評価点数の最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。第二次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししない。第二次審査（プレゼンテーション）の日程等は以下の通り。

① 日程：令和7年（2025年）7月3日(木)（予定）

※ 時間・場所等は提案者に別途連絡

② 発表時間は各提案者につき40分（プレゼンテーション20分、質疑・応答20分程度）とする。

③ プレゼンテーションの順序は、企画提案書の提出順とする。

④ プレゼンテーションは、本事業に携わる統括責任者または担当者が入って行うものとし、出席者は3名以内とする。

(2) 評価項目

項目	詳細	配点	視点
1. 体制・実績	会社概要	10	○本事業を円滑に実施できる運営体制であ

項目	詳細	配点	視点
(20 点)	体制		るか ○市と連携・情報共有しながら種々の課題を解決し、改善することに積極的か
	実績	10	○類似する業務の実績があり、ノウハウの蓄積が期待できるか
2. 企画提案内容 (70 点)	プロジェクトマネジメント力	25	○事業計画全体の実効性・実現性 ○目的に沿った事業提案となっているか ○予定履行期間内の業務工程が詳細で、着実なスケジュールが組まれているか ○課題をヒアリングし、適切な解決手法へ整理するための幅広い知見を持っているか
	民間事業者等の募集	20	○効果的な手法で、民間事業者の募集を行い、多くの応募を見込むことができるか ○提案者独自のノウハウやネットワーク、視点を活かした手法が提案されているか
	民間事業者等の選考	10	○事業者の選考にあたり、必要な知識を有しているか
	広報活動支援	10	○効果的な広報活動のノウハウや仕組みを有しているか
	改善・向上策	5	○本事業の改善・向上にかかる提案全般
3. 見積金額 (10 点)		10	○見積額については相対評価とする
4. 処分歴		内容に応じて減点	
合計 (100 点)		100	

(3) 審査結果の通知と公表

- ・結果は7月中旬に参加資格を満たした全ての提案者に対して文書で通知する。
- ・豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。
- ・市ホームページにおいて結果公表を行う。公表内容は次のとおり
 - ① 件名
 - ② 履行期間

- ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
 - ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
 - ⑤ 選定理由
 - ⑥ 採点結果
 - ⑦ 担当課
 - ⑧ その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）
- ※応募者が2者の場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

7 契約

- （1）優先交渉権者となった者には、令和7年（2025年）7月下旬の契約締結を目途に契約手続きを行う。
- （2）契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、本市と詳細を協議する。この際、改めて本市から提案内容の説明を求めることがある。又、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- （3）本業務の受託者は、契約保証金として、契約金額の100分の5に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則13号）第120条に掲げる有価証券のほか、市長が確実と認める金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。又、履行保証保険契約の締結を行った場合又は財務規則第110条第1項第3号に基づき契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除する。

8 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・ 契約締結日までの間に、上記「3. 参加する者に必要な資格」規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・ 委託限度額を超える提案を行ったとき
- ・ 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・ 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・ 審査（プレゼンテーション）を欠席したとき
- ・ 一企業で複数の提案をしたとき
- ・ 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・ 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・ 審査の公平性を害する行為があったとき
- ・ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

9 留意事項

- ①審査委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ②提出された書類は返却しない。
- ③企画提案書の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。
提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。又、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例（平成 13 年豊中市条例第 28 号）に定めるところにより、不開示情報を除き、公開される場合がある。
- ④審査結果後に本募集要項及び仕様書の内容等に関して、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。又、審査結果に対しても異議を申し立てることはできない。
- ⑤本案件の提案者に対する参加報酬はない。
- ⑥提案参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届【様式 7】を文書で豊中市長あてに提出すること。
なお、取り下げによる不利益な取り扱いはない。

10. 事務局（質問・応募・問合せ先）

豊中市こども未来部はぐくみセンターこども支援課 担当：篠木、内田
住 所：〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-8(とよなかハートパレット2階)
電 話：06-6852-5422（直通）
E-mail：kosoukikaku@city.toyonaka.osaka.jp
市ホームページURL：<http://www.city.toyonaka.osaka.jp>